

## 別表第六十四号（第201条関係）

## 外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第161条の2の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの外国人等による  
議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないように するために講じた措置の実施状況			
変更の届出を要しなかつた外国人等直接保 有議決権割合又は外国人等保有議決権割合 の変更（注2）	変更年月日	変更前	変更後
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等 保有議決権割合に係る様式の内容の変更 (注3)	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状 況（注4）			

(注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關  
する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(注2) 記載の事業年度に係る法第160条第2号括弧書の總務省令で定める変更の全てにつ  
いて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで  
記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数  
点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満である  
ことがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載するこ

と（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。また、変更内容を証するものとして、別表第六十号の1の（注3）に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

- (注3) 記載の事業年度に係る第203条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注4) 過去5年以内に法第166条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社に限る。
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。